

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Aruze Corporation	11/02/2009
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Universal Entertainment Corporation
Street Address:	Ariake Frontier Building, Tower A
Internal Address:	3-7-26 Ariake, Koto-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	135-0063
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	12024438
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)857-6395
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	202-857-6000
Email:	dcipdocket@arentfox.com
Correspondent Name:	Arent Fox LLP
Address Line 1:	1050 Connecticut Avenue, NW
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20036
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	027514-00019
NAME OF SUBMITTER:	Demetria A. Buncum

Total Attachments: 39
 source=027514-00019_namechange#page1.tif
 source=027514-00019_namechange#page2.tif
 source=027514-00019_namechange#page3.tif

501092374

**PATENT
 REEL: 023933 FRAME: 0920**

CH \$40.00 12024438

source=027514-00019_namechange#page4.tif
source=027514-00019_namechange#page5.tif
source=027514-00019_namechange#page6.tif
source=027514-00019_namechange#page7.tif
source=027514-00019_namechange#page8.tif
source=027514-00019_namechange#page9.tif
source=027514-00019_namechange#page10.tif
source=027514-00019_namechange#page11.tif
source=027514-00019_namechange#page12.tif
source=027514-00019_namechange#page13.tif
source=027514-00019_namechange#page14.tif
source=027514-00019_namechange#page15.tif
source=027514-00019_namechange#page16.tif
source=027514-00019_namechange#page17.tif
source=027514-00019_namechange#page18.tif
source=027514-00019_namechange#page19.tif
source=027514-00019_namechange#page20.tif
source=027514-00019_namechange#page21.tif
source=027514-00019_namechange#page22.tif
source=027514-00019_namechange#page23.tif
source=027514-00019_namechange#page24.tif
source=027514-00019_namechange#page25.tif
source=027514-00019_namechange#page26.tif
source=027514-00019_namechange#page27.tif
source=027514-00019_namechange#page28.tif
source=027514-00019_namechange#page29.tif
source=027514-00019_namechange#page30.tif
source=027514-00019_namechange#page31.tif
source=027514-00019_namechange#page32.tif
source=027514-00019_namechange#page33.tif
source=027514-00019_namechange#page34.tif
source=027514-00019_namechange#page35.tif
source=027514-00019_namechange#page36.tif
source=027514-00019_namechange#page37.tif
source=027514-00019_namechange#page38.tif
source=027514-00019_namechange#page39.tif

CERTIFICATION OF TRANSLATION

I, Kenichiro MATSUO of 7th FLOOR, SHINKUMI AKASAKA BLDG., 10-17, AKASAKA 1-CHOME, CHUO-KU, FUKUOKA 810-0042 JAPAN, declare that I know well both the Japanese and English languages; that I translated the attached Certificate of All Present Matters from Japanese to English; and the attached English translation is a true and correct translation of the document attached thereto to the best of my knowledge and belief.

Date: Dec. 2, 2009

By: 

Certificate of All Present Matters

Universal Entertainment Corporation
 Ariake Frontier Building, Tower A, 3-7-26 Ariake, Koto-ku, Tokyo
 Corporate Entity or Other Number: 0106-01-025422

Corporate Name	<u>Aruze Kabushiki Kaisha (Aruze Corp.)</u>	
	Universal Entertainment Corporation	Changed on November 1, 2009 ----- Registered on November 2, 2009
Head Office	<u>3-1-25 Ariake, Koto-ku, Tokyo</u>	
	Ariake Frontier Building, Tower A, 3-7-26 Ariake, Koto-ku, Tokyo	Address indication change was implemented on November 1, 2009 ----- Registered on November 2, 2009
Public Notice Method	Electric public notice http://www.universal-777.com If electric public notice is not available due to accidents or any other inevitable reasons, notices are to be published in Nihon Keizai Shimbun (newspaper).	Changed on November 1, 2009 ----- Registered on November 2, 2009
Incorporated Date	December 10, 1979	
Purposes	<ol style="list-style-type: none"> 1. To conduct manufacturing, sales and purchase, intermediation, lease and management of materials, components, semi-finished goods, electronic applied devices and others related to amusement and gaming machines 2. To conduct test/study, planning, development, sales, lease, rental, export and import of amusement and gaming machines and relevant devices 3. To conduct test/study, planning, development, production, manufacturing, sales, lease, broadcasting, screen release and distribution of audio and visual software (in the forms of disc, tape and film) 4. Instruction business of computer system, test/study, planning, development, manufacturing, sales and lease of electronic devices utilizing computer systems for amusement and education 5. Sales of office appliances 6. To conduct domestic market research in Japan and provide technical guidance for gaming and amusement devices 7. To conduct test/study, planning, development, manufacturing, sales, rental and operation of devices and software for games 8. To conduct test/study, planning, development, manufacturing and sales of software for electronic application devices 9. To conduct test/study, planning, development, manufacturing and sales of audio/visual recording devices and equipment 10. To conduct manufacturing, sales and import/export of musical instruments and audio devices 11. To conduct test/study, planning, development, manufacturing and sales of automated electronic machinery for home use and industrial use 12. To conduct manufacturing and sales of machine tools for metal works 13. To fabricate and assemble machine tools 14. To fabricate and assemble parts and/or components of machinery and tools 15. Building maintenance business 16. Purchase, sales, lease management and intermediation of real estate 17. To sell used items all described in each of the foregoing clauses herein 18. To acquire, develop use of, manage, license and transfer patent rights, trademarks, copyrights, copyright neighboring rights, know-how and other industrial properties and intellectual properties, as well as acting as a broker of such 19. Mail order services for the original goods 	

Translation

	<p>20. To conduct planning, development, sales of administration system for a corporate entity for labor and management and of logistics administration system for factories and retail stores, as well as providing system consulting services for such</p> <p>21. To provide information services on the network of Internet, etc.</p> <p>22. Planning, manufacture and sales of communication devices</p> <p>23. Agency for clerical works on labor, accounting, etc.</p> <p>24. To loan money and intermediate money loans</p> <p>25. License management business</p> <p>26. Mutual aid projects</p> <p>27. Leasing of movarables</p> <p>28. Management consulting business</p> <p>29. Advertisement agency business</p> <p>30. Labor dispatch business</p> <p>31. Casualty insurance business, insurance agency business for casualty insurances and insurance agency business pursuant to Automobile Liability Security Act</p> <p>32. Management of gaming parlors</p> <p>33. Planning, production and sales of character merchandises</p> <p>34. Broadcasting business, production of relevant programs, technology development, event planning, publication production and planning, production and sales of visual contents</p> <p>35. Construction operations, interior finish business, import and sales of materials and interior decoration items accompanying those businesses</p> <p>36. Research, evaluation, human resource development, technology know-how intermediate service and consultation concerning industry properties and intellectual properties</p> <p>37. Planning, development, production, sales, distribution and mail-order business for digital contents and game utilizing the internet and cellular phone networks</p> <p>38. Any and all other businesses and/or activities incidental to each of the foregoing clauses herein</p> <p>(ii) The purpose of the company is to operate the businesses listed in above sections 1 to 34, as well as to hold the shares of the companies which operate such businesses</p> <p>(iii) The company may operate the businesses which are collateral to each section above</p>	<p>Changed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009</p>
<p>Number of Shares for One Voting Unit</p>	<p>One hundred (100) shares</p>	<p>Changed on August 2, 1999 Registered on August 6, 1999</p>
<p>Total Number of Shares to be Issued</p>	<p>Three hundred twenty-four million eight hundred and twenty thousand (324,820,000) shares</p>	<p>Changed on August 1, 2000 Registered on August 9, 2000</p>
<p>Total Number of Outstanding Shares and Type of Stocks and Respective Numbers</p>	<p>Total Number of Outstanding Shares: Eighty million one hundred and ninety-five thousand (80,195,000) shares</p>	<p>Changed on August 1, 2000 Registered on August 9, 2000</p>
<p>Amount of Capital</p>	<p>Three billion four hundred forty six million eight hundred and fifty thousand yen (¥3,446,850,000)</p>	<p>Changed on August 1, 2000 Registered on August 9, 2000</p>
<p>Name, Address and Business Office of Stock Transfer Agent</p>	<p>Stock Transfer Agency Department The Sumitomo Trust & Banking Co., Ltd. 2-3-1 Yaesu, Chuo-ku, Tokyo Changed on October 1, 2008. Registered on October 3, 2008</p>	
<p>Directors and Corporate Auditors</p>	<p>Director: Kazuo Okada</p>	<p>Reappointed June 26, 2009 Registered on July 1, 2009</p>

Translation

	Director: Hiroyuki Sawada (Outside Director)	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Director: Tomohiro Okada	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Director: Masanori Iwabuchi (Outside Director)	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Director: Naoko Otsuka (Outside Director)	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Director: Hideki Nakagome (Outside Director)	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Director: Mitsuhiro Kitabatake (Outside Director)	Appointed on June 27, 2008 Registered on July 1, 2008
	Nominating Committee member: Masanori Iwabuchi	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Nominating Committee member: Hideki Nakagome	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Nominating Committee member: Kazuo Okada	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Audit Committee member: Hiroyuki Sawada	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Audit Committee member: Mitsuhiro Kitabatake	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Audit Committee member: Tomohiro Okada	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Audit Committee member: Naoko Otsuka	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Compensation Committee member: Hideki Nakagome	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Compensation Committee member: Masanori Iwabuchi	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Compensation Committee member: Kazuo Okada	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Executive Officer: Hajime Tokuda	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009

Translation

	Executive Officer: Takahiko Hasegawa	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Executive Officer: Shuhei Yamaguchi	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Executive Officer: Nobuo Yaegashi	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Executive Officer: Masayuki Sano	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Executive Officer: Yoichiro Yokote	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Executive Officer: Jun Fujimoto	Appointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Executive Officer: Toshio Hori	Appointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Representative Executive Officer: Hajime Tokuda 2-13-13-304 Takanodai, Nerima-ku, Tokyo	Reappointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Representative Executive Officer: Jun Fujimoto 5-23-2 Kyodo, Setagaya-ku, Tokyo	Appointed on June 26, 2009 Registered on July 1, 2009
	Accountant:: BA Tokyo & Co.	Appointed on June 26, 2009 Registered on July 8, 2009
Provision in connection with Release of Directors and/or Corporate Auditors from their Liabilities to the Company:	<p>In accordance with Article 426.1 of the Company Act, this Company may release and discharge liabilities of any and all individuals who are and serve as Director (including those who were in and served as such post) in connection with acts provided for in Article 423.1 of the Act, with a resolution made by the Board of Directors, to the maximum extent allowed by the law.</p> <p>In accordance with Article 426.1 of the Company Act, this Company may release and discharge liabilities for damages of any and all individuals who are and serve as Executive Officer (including those who were in and served as such post) in connection with acts provided for in Article 423.1 of the Act, with a resolution made by the Board of Directors, to the maximum extent allowed by the law.</p> <p>Changed on June 27, 2008, Registered on July 1, 2008</p>	
Provision in connection with the Limitation of the Liabilities of Outside Directors to the Company:	<p>In accordance with Article 427.1 of the Company Act, this Company may enter into an agreement with an outside director to limit his/her liabilities for damages under the actions provided for in Article 423.1 of the Act. The maximum amount for the liabilities under such agreement shall be the amount previously set and to the limit of one million yen (¥1,000,000) or over, or the amount provided under the law, whichever is higher.</p> <p>Changed on June 27, 2008, Registered on July 1, 2008</p>	

Translation

<p>Subscription Rights to Shares:</p>	<p>Third subscription rights to shares Number of Subscription Rights: Nine Hundred Seventy Three (973) Type and total number of shares to be issued under Subscription Rights or calculation method of such: Ninety Seven Thousand Three Hundred (97,300) The number of shares to be issued under one Subscription Right (hereinafter, referred to as "the Share Number To Be Granted"): 100 However, in case of the implementation of share split of the ordinary stocks of the Company (including gratis issue of ordinary stocks of the Company. It applies to the share split stated below) or share consolidation after the day of allocation of subscription rights to shares (hereinafter, referred to as "the Allocation Day"), the Share Number To Be Granted shall be adjusted according to the following calculation method. Any fractions of less than one share resulted from the adjustment shall be omitted.</p> $\begin{array}{rcl} \text{The Share Number To Be} & \text{The Share Number To Be} & \text{Split/} \\ \text{Granted after the} & = \text{Granted before the} & \text{X consolidation} \\ \text{adjustment} & \text{adjustment} & \text{ratio} \end{array}$ <p>Other than above, the Share Number To Be Granted shall be adjusted in a reasonable range in case of any inevitable events which require the adjustment of the Share Number To Be Granted after the Allocation Day.</p> <p>The amount of the money to be paid for Subscription Rights to Shares offering and its calculation method, or the requirement of no payment of such money: Such payment is not required</p> <p>The price of the asset invested for the exercise of subscription rights to shares or its calculation method: Three Hundred Ninety One Thousand yen (391,000 yen)</p> <p>In case of the implement of issuance of new ordinary shares of the Company for the price under the market share or of deposition of treasury stocks after the Allocation Day, exercise price shall be adjusted according to the following calculation method. Any fractions of less than one yen resulted from the adjustment shall be rounded up. However, exercise price is not adjusted for the following cases; conversions of securities converted to the ordinary stocks of the Company and of convertible securities; exercise of subscription rights to shares claimable to issue ordinary shares of the Company (including the rights attached to the bonds with subscription rights to shares); transfer of the treasury stocks which the Company acquired based on the resolutions at the annual general shareholders' meetings for the 29th period held on June 27, 2002 and for the 31st period held on June 29, 2004 to the holder of stock options; or the transfer of treasury stocks by share exchange.</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">Number of existing outstanding shares</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">Number of newly issued shares</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">X</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">Amount to be paid per share</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">Market price</td> </tr> </table> $\begin{array}{rcl} \text{Exercise price} & \text{Exercise price} & \\ \text{after the} & = & \text{before the} \\ \text{adjustment} & & \text{adjustment} \end{array} \quad \text{X} \quad \begin{array}{rcl} \text{Number of existing} & + & \text{Number of newly} \\ \text{outstanding shares} & & \text{issued shares} \end{array}$ <p>In the above calculation, "Number of existing outstanding shares" shall mean the number gained by deducting the number of treasury stocks concerning the ordinary stocks of the Company from the total number of outstanding shares concerning the ordinary stocks of the Company. In case of disposition of the treasury stocks concerning the ordinary stocks of the Company, replace "Number of newly issued shares" to "Number of disposed treasury shares".</p>	Number of existing outstanding shares	+	Number of newly issued shares	X	Amount to be paid per share	Market price				
Number of existing outstanding shares	+	Number of newly issued shares	X	Amount to be paid per share							
Market price											

	<p>Other than above, in case of inevitable events which require the adjustment of exercise price after the Allocation Day (e.g.: the Company reduces the amount of the capital, etc.), the exercise price shall be adjusted in the reasonable range upon consideration of the conditions such as the decrease of the amount of such capital, etc.</p> <p>Also, in case of implementation of share split or share consolidation of the ordinary shares of the Company after the Allocation Day, the exercise price shall be adjusted in proportion to the ratio of such share split or share consolidation. Any fractions of less than one yen resulted from the adjustment shall be rounded up.</p> <p>Term applicable to the Subscription Rights to Shares: From July 1, 2008 to January 25, 2011</p> <p>Conditions for the exercise of Subscription Rights to Shares</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) Any stock option holder may exercise the option, as long as the said holder holds a position of director of the Company's subsidiary, or executive officer, employee or advisor of the Company or its subsidiaries. However, this is not applicable if the board of directors approves reasonable cause. (2) In case the share Subscription Right becomes the subject of inheritance, the range of heirs and the conditions for the exercise shall be defined by the provisions on Share Subscription Right Agreement listed in (4) below. (3) Pawn or other disposition of the subscription rights to shares are prohibited. (4) Other conditions shall be defined by the Share Purchase Agreement concluded between the Company and Subscription Rights to Shares holders according to the resolutions at shareholders meeting and board of directors of the Company. <p>The grounds for the Company to acquire the stock options</p> <p>The Company may acquire the stock options without any and all sorts of payment, compensation and/or consideration when following bills are approved at the shareholder's meeting; a bill to approve a merger agreement which renders the Company ceased, a bill to approve a share exchange agreement which renders the Company a wholly owned subsidiary or a bill to approve stock transfers.</p>					
	<p>Issued on January 26, 2007</p>					
	<p>Registered on February 9, 2007</p>					
	<p>Fourth subscription rights to shares</p> <p>Number of Subscription Rights: One Thousand Nineteen (1,419)</p> <p>Type and total number of shares to be issued under Subscription Rights or calculation method of such: One Hundred Forty One Thousand Nine Hundred (141,900) of common stock The number of shares to be issued under one Subscription Right (hereinafter, referred to as "the Share Number To Be Granted"): 100 However, in case of the implementation of share split of the ordinary stocks of the Company (including gratis issue of ordinary stocks of the Company. It applies to the share split stated below) or share consolidation after the day of allocation of subscription rights to shares (hereinafter, referred to as "the Allocation Day"), the Share Number To Be Granted shall be adjusted according to the following calculation method. Any fractions of less than one share resulted from the adjustment shall be omitted.</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">The Share Number To Be Granted after the adjustment</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 40%;">The Share Number To Be Granted before the adjustment</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">X</td> <td style="width: 10%;">Split / consolidation ratio</td> </tr> </table> <p>Other than above, the Share Number To Be Granted shall be adjusted in a reasonable range in case of any inevitable events which require the adjustment of the Share Number To Be Granted after the Allocation Day.</p>	The Share Number To Be Granted after the adjustment	=	The Share Number To Be Granted before the adjustment	X	Split / consolidation ratio
The Share Number To Be Granted after the adjustment	=	The Share Number To Be Granted before the adjustment	X	Split / consolidation ratio		

<p>The amount of the money to be paid for Subscription Rights to Shares offering and its calculation method, or the requirement of no payment of such money: Such payment is not required</p> <p>The price of the asset invested for the exercise of subscription rights to shares or its calculation method: Four Hundred Forty Five Thousand Two Hundred yen (445,200 yen)</p> <p>In case of the implement of issuance of new ordinary shares of the Company for the price under the market share or of deposition of treasury stocks after the Allocation Day, exercise price shall be adjusted according to the following calculation method. Any fractions of less than one yen resulted from the adjustment shall be rounded up. However, exercise price is not adjusted for the following cases; conversions of securities converted to the ordinary stocks of the Company and of convertible securities; exercise of subscription rights to shares claimable to issue ordinary shares of the Company (including the rights attached to the bonds with subscription rights to shares); transfer of the treasury stocks which the Company acquired based on the resolutions at the regular shareholders' meetings for the 31st period held on June 29, 2004 and for the 33rd period held on June 29, 2006 to the holder of stock options; or the transfer of treasury stocks by transfer of treasury shares based on sales claim for less-than-one-unit shares or by share exchange.</p>															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">Number of existing outstanding shares</th> <th style="width: 5%; text-align: center;">+</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">Number of Newly issued shares</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">X</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">Amount to be paid per share Market price</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">Exercise price after the adjustment</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">Exercise price before the adjustment</td> <td></td> <td style="text-align: right;">X</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: right;">Number of existing outstanding shares + Number of newly issued shares</td> </tr> </tbody> </table>				Number of existing outstanding shares	+	Number of Newly issued shares	X	Amount to be paid per share Market price	Exercise price after the adjustment	=	Exercise price before the adjustment		X	+	Number of existing outstanding shares + Number of newly issued shares
		Number of existing outstanding shares	+	Number of Newly issued shares	X	Amount to be paid per share Market price									
Exercise price after the adjustment	=	Exercise price before the adjustment		X	+	Number of existing outstanding shares + Number of newly issued shares									
<p>In the above calculation, "Number of existing outstanding shares" shall mean the number gained by deducting the number of treasury stocks concerning the ordinary stocks of the Company from the total number of outstanding shares concerning the ordinary stocks of the Company. In case of disposition of the treasury stocks concerning the ordinary stocks of the Company, replace "Number of newly issued shares" to "Number of disposed treasury shares".</p> <p>Other than above, in case of inevitable events which requires the adjustment of exercise price after the Allocation Day (e.g.: the Company reduces the amount of the capital, etc.), the exercise price shall be adjusted in the reasonable range upon consideration of the conditions such as the decrease of the amount of such capital, etc.</p> <p>Also, in case of implementation of share split or share consolidation of the ordinary shares of the Company after the Allocation Day, the exercise price shall be adjusted in proportion to the ratio of such share split or share consolidation. Any fractions of less than one yen resulted from the adjustment shall be rounded up.</p> <p>Term applicable to the Subscription Rights to Shares: From July 1, 2009 to December 9, 2011</p> <p>Conditions to exercise the stock option</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) Any stock option holder may exercise the option, as long as the said holder holds a position of director, executive officer, employee or corporate advisor of the Company or its affiliates. However, this is not applicable if the board of directors approves reasonable cause. (2) In case the share Subscription Right becomes the subject of inheritance, the range of heirs and the conditions for the exercise shall be defined by the provisions on Share Subscription Right Agreement listed in (4) below. (3) Pawn or other disposition of the subscription rights to shares are prohibited. (4) Other conditions shall be defined by the Share Purchase Agreement concluded between the Company and Subscription Rights to Shares holders according to the resolutions at shareholders meeting and board of directors of the Company. 															

Translation

	<p>The grounds for the Company to acquire the subscription rights to shares The Company may acquire the subscription rights to shares without any and all sorts of payment, compensation and/or consideration on the day separately appointed at the board of directors of the Company, when following bills are approved at the shareholders' meeting of the Company (or when resolutions are adopted at the meeting of the board if the resolutions at the shareholders' meeting are not necessary); a bill to approve a merger agreement which renders the Company ceased; a bill to approve a absorption and consolidation agreement or a plan of new splits which render the Company divided; a bill to approve a share exchange agreement which renders the Company a wholly owned subsidiary; or a bill to approve stock transfers.</p>
<p>Matters relating to the company which owns the board meeting</p>	<p>The company established the board of director. Registered on May 1, 2006 Following Rules, Item 87 of Article 136 in 2005.</p>
<p>Matters relating to the company with committees</p>	<p>The company established committees. Established on June 27, 2008. Registered on July 1, 2008.</p>
<p>Matters relating to the company which appoints Accounting Auditors</p>	<p>The Company appoints Accounting Auditors. Registered on June 30, 2006.</p>

This is a written certificate of all matters which are currently in effect and recorded in the corporate registry book.
 (Jurisdiction of Sumida Local Office, Tokyo Regional Legal Affairs Bureau)
 November 12, 2009
 Tokyo Regional Legal Affairs Bureau
 Registry Officer: Koichi Saito

履歴事項全部証明書

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

商号	アルゼ株式会社	
	株式会社ユニバーサルエンターテインメント	平成21年11月 1日変更 平成21年11月 2日登記
本店	東京都江東区有明三丁目1番地25	
	東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟	平成21年11月 1日住居表示実施 平成21年11月 2日登記
公告をする方法	日本経済新聞に掲載する	平成10年 6月23日変更 平成10年 6月23日登記
	電子公告とする。 <u>http://www.aruze.com</u> 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成20年 6月27日変更 平成20年 7月 1日登記
	電子公告とする。 <u>http://www.universal-777.com</u> 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成21年11月 1日変更 平成21年11月 2日登記
会社成立の年月日	昭和54年12月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給 2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸 3. 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入 4. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導 5. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営 6. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売 7. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売 8. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入 9. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売 	

整理番号 ソ582246

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/30

- 10. 金属工作機械の製造及び販売
- 11. 工作機械の加工・組立
- 12. 機械器具部品の加工・組立
- 13. 上記各号に関する古物品の販売
- 14. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
- 15. 通信販売業
- 16. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業
- 17. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
- 18. 不動産の売買及び賃貸管理
- 19. 通信機器の設計、製造及び販売
- 20. 上記各号に付帯する一切の事業

平成17年 6月29日変更 平成17年 7月13日登記

当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。

- 1. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、レンタル
- 2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸
- 3. 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入
- 4. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
- 5. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営
- 6. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売
- 7. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売
- 8. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入
- 9. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売
- 10. 金属工作機械の製造及び販売
- 11. 工作機械の加工・組立
- 12. 機械器具部品の加工・組立
- 13. 上記各号に関する古物品の販売
- 14. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
- 15. 通信販売業
- 16. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業
- 17. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
- 18. 不動産の売買及び賃貸管理
- 19. 通信機器の設計、製造及び販売
- 20. 労務、経理等の事務代行業務
- 21. 子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介
- 22. 上記各号に付帯する一切の事業

②当社は、前項第1号から第21号に掲げる事業を営むことを目的とする。

③当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。

平成18年 6月29日変更 平成18年 6月30日登記

当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。

1. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給
2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸
3. 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入
4. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
5. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営
6. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売
7. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売
8. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入
9. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売
10. 金属工作機械の製造及び販売
11. 工作機械の加工・組立
12. 機械器具部品の加工・組立
13. 上記各号に関する古物品の販売
14. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
15. 通信販売業
16. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業
17. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
18. 不動産の売買及び賃貸管理
19. 通信機器の設計、製造及び販売
20. 労務、経理等の事務代行業務
21. 子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介
22. ライセンス管理業務
23. 共済事業
24. 動産の賃貸借（リース及びレンタルを含む）
25. 経営コンサルティング業務
26. 広告代理業務
27. 労働者派遣業務
28. 損害保険代理業務
29. 遊技場の経営
30. キャラクター商品の企画、製作、販売
31. 放送事業及び関連する番組制作、技術開発、イベント企画及び出版物制作並びに映像ソフトの企画、制作、販売
32. 建築工事、内装工事及びそれらに伴う材料、インテリア装飾品の輸入並びに販売
33. 工業所有権、産業財産権等の知的財産権に関する調査業務、評価業務、人材育成業務、技術ノウハウの仲介及びコンサルティング業務
34. インターネット及び携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ並びにゲームの企画、開発、制作、販売、配信事業及び通信販売事業
35. 上記各号に付帯する一切の事業

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
会社法人等番号 0106-01-025422

②当社は、前項第1号から第34号に掲げる事業を営むことを目的とする。

③当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。

平成19年 6月28日変更 平成19年 7月11日登記

当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。

1. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給
2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸
3. 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入
4. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
5. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営
6. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売
7. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売
8. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入
9. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売
10. 金属工作機械の製造及び販売
 11. 工作機械の加工・組立
 12. 機械器具部品の加工・組立
 13. 上記各号に関する古物品の売買
 14. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、パブリックライツ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
15. 通信販売業
16. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業
17. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
18. 不動産の売買及び賃貸管理
19. 通信機器の設計、製造及び販売
20. 労務、経理等の事務代行業務
 21. 子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介
 22. ライセンス管理業務
 23. 共済事業
 24. 動産の賃貸借（リース及びレンタルを含む）
 25. 経営コンサルティング業務
 26. 広告代理業務
 27. 労働者派遣業務
 28. 損害保険代理業務
 29. 遊技場の経営
 30. キャラクター商品の企画、製作、販売
31. 放送事業及び関連する番組制作、技術開発、イベント企画及び出版物制作並びに映像ソフトの企画、制作、販売
32. 建築工事、内装工事及びそれらに伴う材料、インテリア装飾品の輸入並びに販売
33. 工業所有権、産業財産権等の知的財産権に関する調査業務、評価業務、人材育成業務、技術ノウハウの仲介及びコンサルティング業務

整理番号 ソ582246

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 30

34. インターネット及び携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ並びにゲームの企画、開発、制作、販売、配信事業及び通信販売事業

35. 上記各号に付帯する一切の事業

②当社は、前項第1号から第34号に掲げる事業を営むことを目的とする。

③当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。

平成20年 6月27日変更 平成20年 7月 1日登記

1. 遊戯機器及び遊技機器に関連する原材料、部品、半製品、電子応用機器等の製造、売買、斡旋、賃貸借及び管理
2. 遊戯機器、遊技機器及びその関連機器の試験研究、企画、開発、販売、リース、レンタル及び輸出入
3. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給
4. コンピュータ・システムの指導業務及びコンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸
5. 事務用機器の販売
6. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
7. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営
8. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売
9. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売
10. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入
11. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売
12. 金属工作機械の製造及び販売
13. 工作機械の加工・組立
14. 機械器具部品の加工・組立
15. ビルメンテナンス業
16. 不動産の売買及び賃貸管理及び斡旋
17. 上記各号に関する古物品の売買
18. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
19. 通信販売業
20. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業
21. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
22. 通信機器の設計、製造及び販売
23. 労務、経理等の事務代行業務
24. 金銭の貸付及び金銭貸付の媒介
25. ライセンス管理業務
26. 共済事業
27. 動産の賃貸借（リース及びレンタルを含む）
28. 経営コンサルティング業務
29. 広告代理業務
30. 労働者派遣業務
31. 損害保険業、損害保険代理業務及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
32. 遊技場の経営

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	<p>33. キャラクター商品の企画、製作、販売 34. 放送事業及び関連する番組制作、技術開発、イベント企画及び出版物制作並びに映像ソフトの企画、制作、販売 35. 建築工事、内装工事及びそれらに伴う材料、インテリア装飾品の輸入並びに販売 36. 工業所有権、産業財産権等の知的財産権に関する調査業務、評価業務、人材育成業務、技術ノウハウの仲介及びコンサルティング業務 37. インターネット及び携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ並びにゲームの企画、開発、制作、販売、配信事業及び通信販売事業 38. 上記各号に付帯する一切の事業 ②当社は、前項第1号から第37号に掲げる事業を営むこと並びに前項各号に掲げる業務を営む会社の株式を保有することを目的とする。 ③当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。 平成21年 6月26日変更 平成21年 7月 1日登記</p>	
単元株式数	100株	平成11年 8月 2日変更 平成11年 8月 6日登記
発行可能株式総数	3億2482万株	平成12年 8月 1日変更 平成12年 8月 9日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8019万5000株	平成12年 8月 1日変更 平成12年 8月 9日登記
株券を発行する旨の定め	当社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第36条の規定により平成17年 5月 1日登記 平成21年 1月 5日廃止 平成21年 1月 6日登記
資本金の額	金34億4685万円	平成12年 8月 1日変更 平成12年 8月 9日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部 平成10年 6月23日設置	平成10年 6月23日登記
	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社証券代行部 平成20年10月 1日変更	平成20年10月 3日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

役員に関する事項	取締役	岡田 和 生	平成16年 6月29日重任 平成16年 7月13日登記
	取締役	岡田 和 生	平成18年 6月29日重任 平成18年 6月30日登記
	取締役	岡田 和 生	平成19年 6月28日重任 平成19年 7月11日登記
	取締役	岡田 和 生	平成20年 6月27日重任 平成20年 7月 1日登記
	取締役	岡田 和 生	平成21年 6月26日重任 平成21年 7月 1日登記
	取締役	富士本 淳	平成16年 6月29日重任 平成16年 7月13日登記
	取締役	富士本 淳	平成18年 6月29日重任 平成18年 6月30日登記
	取締役	富士本 淳	平成19年 6月28日重任 平成19年 7月11日登記 平成19年11月30日辞任 平成19年12月 4日登記
	取締役	堀 義 人	平成16年 6月29日重任 平成16年 7月13日登記
	取締役	堀 義 人	平成18年 6月29日重任 平成18年 6月30日登記
	取締役	堀 義 人	平成19年 6月28日重任 平成19年 7月11日登記 平成20年 6月27日退任 平成20年 7月 1日登記

整理番号 ソ582246

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7/30

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	取締役	<u>澤田 宏之</u>	平成16年 6月29日就任
	(社外取締役)		平成16年 7月13日登記
	取締役	<u>澤田 宏之</u>	平成18年 6月29日重任
	(社外取締役)		平成18年 6月30日登記
	取締役	<u>澤田 宏之</u>	平成19年 6月28日重任
	(社外取締役)		平成19年 7月11日登記
	取締役	<u>澤田 宏之</u>	平成20年 6月27日重任
	(社外取締役)		平成20年 7月 1日登記
	取締役	<u>澤田 宏之</u>	平成21年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 1日登記
	取締役	<u>阿南 一成</u>	平成16年 9月22日就任
			平成16年10月 6日登記
	取締役	<u>阿南 一成</u>	平成18年 1月25日就任
			平成18年 1月26日登記
	取締役	<u>余語 邦彦</u>	平成18年 6月29日就任
			平成18年 6月30日登記
	取締役	<u>余語 邦彦</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月11日登記
			平成20年 6月27日退任
			平成20年 7月 1日登記
	取締役	<u>徳田 一</u>	平成19年 6月28日就任
			平成19年 7月11日登記
			平成20年 6月27日退任
			平成20年 7月 1日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	取締役	岡田 知裕	平成20年 6月27日就任
			平成20年 7月 1日登記
	取締役	岡田 知裕	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	岩 渕 正 紀	平成20年 6月27日就任
	(社外取締役)		平成20年 7月 1日登記
	取締役	岩 渕 正 紀	平成21年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 1日登記
	取締役	大 塚 直 子	平成20年 6月27日就任
	(社外取締役)		平成20年 7月 1日登記
	取締役	大 塚 直 子	平成21年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 1日登記
	取締役	中 込 秀 樹	平成20年 6月27日就任
	(社外取締役)		平成20年 7月 1日登記
	取締役	中 込 秀 樹	平成21年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 1日登記
	取締役	北 畠 光 弘	平成20年 6月27日就任
	(社外取締役)		平成20年 7月 1日登記
	取締役	北 畠 光 弘	平成21年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成21年 7月 1日登記
	東京都品川区西品川二丁目19番8-502号		平成16年 9月22日就任
	代表取締役	阿 南 一 成	平成16年10月 6日登記
			平成18年 1月18日辞任
			平成18年 1月24日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	東京都渋谷区猿楽町12番4号 代表取締役 <u>岡田和生</u>	平成18年 1月18日就任
		平成18年 1月24日登記
		平成18年 6月29日退任
		平成18年 6月30日登記
	東京都文京区小石川一丁目9番14-2503号 代表取締役 <u>余語邦彦</u>	平成18年 6月29日就任
		平成18年 6月30日登記
	東京都文京区小石川一丁目9番14-2503号 代表取締役 <u>余語邦彦</u>	平成19年 6月28日重任
		平成19年 7月11日登記
		平成20年 6月27日退任
		平成20年 7月 1日登記
	東京都世田谷区経堂五丁目23番2号 代表取締役 <u>富士本淳</u>	平成18年 6月29日就任
		平成18年 6月30日登記
	東京都世田谷区経堂五丁目23番2号 代表取締役 <u>富士本淳</u>	平成19年 6月29日就任
		平成19年 7月11日登記
		平成19年11月30日就任
		平成19年12月 4日登記
	監査役 <u>淵上正隆</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
	監査役 <u>淵上正隆</u>	
	(社外監査役)	平成18年 6月30日社外 監査役の登記
		平成20年 6月27日退任
		平成20年 7月 1日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	監査役 田村達美	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
	監査役 田村達美 (社外監査役)	平成18年 6月30日社外 監査役の登記
		平成20年 6月27日退任
		平成20年 7月 1日登記
	監査役 吉井紘一	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
		平成18年 6月29日辞任
		平成18年 6月30日登記
	監査役 福永明俊	平成18年 6月29日就任
		平成18年 6月30日登記
		平成20年 6月27日退任
		平成20年 7月 1日登記
	監査役 須藤實 (社外監査役)	平成18年 6月29日就任
		平成18年 6月30日登記
		平成20年 6月27日退任
		平成20年 7月 1日登記
	指名委員 岩淵正紀	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
	指名委員 岩淵正紀	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	<u>指名委員</u> 中 込 秀 樹	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
	指名委員 中 込 秀 樹	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>指名委員</u> 岡 田 和 生	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
	指名委員 岡 田 和 生	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u> 澤 田 宏 之	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
	監査委員 澤 田 宏 之	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u> 北 島 光 弘	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
	監査委員 北 島 光 弘	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u> 岡 田 知 裕	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
	監査委員 岡 田 知 裕	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u> 大 塚 直 子	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
	監査委員 大 塚 直 子	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

報酬委員	中 込 秀 樹	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
報酬委員	中 込 秀 樹	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
報酬委員	岩 淵 正 紀	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
報酬委員	岩 淵 正 紀	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
報酬委員	岡 田 和 生	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
報酬委員	岡 田 和 生	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	徳 田 一	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
執行役	徳 田 一	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	關 宏 毅	平成20年 5月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
		平成20年12月31日辞任
		平成21年 1月 6日登記
執行役	丹 治 幹 雄	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
		平成21年 3月31日辞任
		平成21年 4月 8日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

執行役	<u>山崎和彦</u>	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
		平成20年 12月31日辞任
		平成21年 1月 6日登記
執行役	<u>長谷川崇彦</u>	平成21年 2月13日就任
		平成21年 2月25日登記
執行役	長谷川崇彦	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	<u>山口周平</u>	平成21年 2月13日就任
		平成21年 2月25日登記
執行役	山口周平	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	<u>八重樫信夫</u>	平成21年 2月13日就任
		平成21年 2月25日登記
執行役	八重樫信夫	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	<u>佐野正幸</u>	平成21年 2月13日就任
		平成21年 2月25日登記
執行役	佐野正幸	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	<u>横手洋一郎</u>	平成21年 2月13日就任
		平成21年 2月25日登記
執行役	横手洋一郎	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

執行役	<u>山北直貴</u>	平成21年 4月 1日就任
		平成21年 4月 8日登記
		平成21年 6月26日退任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	<u>鬼丸慎一郎</u>	平成21年 4月 1日就任
		平成21年 4月 8日登記
執行役	<u>鬼丸慎一郎</u>	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
		平成21年 8月 3日辞任
		平成21年 8月 1日登記
執行役	<u>富士本 淳</u>	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月 1日登記
執行役	<u>木村俊雄</u>	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月 1日登記
		平成21年 8月 7日就任
		平成21年 8月 7日登記
執行役	<u>堀 俊夫</u>	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月 1日登記
<u>東京都練馬区高野台二丁目13番13-304号</u>	代表執行役 <u>徳田 一</u>	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 1日登記
<u>東京都練馬区高野台二丁目13番13-304号</u>	代表執行役 <u>徳田 一</u>	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 1日登記
<u>東京都世田谷区経堂五丁目23番2号</u>	代表執行役 <u>富士本 淳</u>	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月 1日登記

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	会計監査人	新日本監査法人	平成18年 6月30日会計監査人の登記	
	会計監査人	新日本監査法人	平成18年 6月29日重任 平成18年 6月30日登記	
			平成19年 6月28日退任 平成19年 7月11日登記	
	会計監査人	監査法人五大	平成19年 6月28日就任 平成19年 7月11日登記	
	会計監査人	監査法人五大	平成20年 6月27日重任 平成20年 7月11日登記	
			平成21年 6月26日退任 平成21年 7月18日登記	
	会計監査人	ピーエー東京監査法人	平成21年 6月26日就任 平成21年 7月18日登記	
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成14年 6月27日設定 平成14年 7月 5日登記</p>		
		<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成18年 6月29日変更 平成18年 6月30日登記</p>		
		<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>		

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	平成20年 6月27日変更 平成20年 7月 1日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成14年 6月27日設定 平成14年 7月 5日登記</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限定額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成18年 6月29日変更 平成18年 6月30日登記</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限定額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成20年 6月27日変更 平成20年 7月 1日登記</p>
新株予約権	<p>平成15年5月9日発行の新株予約権（ストックオプション）</p> <p>新株予約権の数 500個</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率 499個</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率 496個</p> <p>平成19年 1月31日変更 平成19年 1月11日登記</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率 平成19年 2月28日変更 平成19年 7月11日登記</p>

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
会社法人等番号 0106-01-025422

455個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

平成19年 4月27日変更 平成19年 7月11日登記

402個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

平成19年 5月31日変更 平成19年 7月11日登記

304個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

平成19年 6月26日変更 平成19年 7月11日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 5万株（1個の新株予約権につき普通株式100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

普通株式 4万9900株（1個の新株予約権につき普通株式100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

平成19年 1月31日変更 平成19年 7月11日登記

普通株式 4万9600株（1個の新株予約権につき普通株式100株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

平成19年 2月28日変更 平成19年 7月11日登記

普通株式 4万5500株 (1個の新株予約権につき普通株式100株)
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率
 平成19年 4月27日変更 平成19年 7月11日登記

普通株式 4万200株 (1個の新株予約権につき普通株式100株)
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率
 平成19年 5月31日変更 平成19年 7月11日登記

普通株式 3万400株 (1個の新株予約権につき普通株式100株)
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率
 平成19年 6月26日変更 平成19年 7月11日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金30万2000円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行 (時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行は除く) または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当り払込金額

調整後 調整前 × 1株当りの時価

払込金額 = 払込金額 既発行株式数 + 新規発行株式数

新株予約権を行使することができる期間

平成16年6月27日から平成19年6月26日まで

新株予約権の行使の条件 (払込価額及び行使期間を除く)

- (1) 新株予約権者は当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を保有する場合に限り権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。

(4) その他の条件については当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

(1) 会社が新株予約権を消却することができる場合の事由

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたとき、本新株予約権は無償で消却することができる。

② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件(1)の定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権は無償で消却することができる。

(2) 消却により新株予約権者が受ける金銭

無償とする。

(3) その他の消却条件

(1) 2の場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

(1) 会社が新株予約権を取得することができる場合の事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたとき、本新株予約権は無償で取得することができる。

(2) 取得により新株予約権者が受ける金銭

無償とする。

平成18年 5月 1日変更 平成18年10月20日登記

平成18年 5月10日登記

平成19年6月27日新株予約権の行使期間満了

平成19年 7月11日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

497個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

494個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 1月31日変更 平成19年 7月11日登記

481個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 2月28日変更 平成19年 7月11日登記

476個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 3月30日変更 平成19年 7月11日登記

466個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 4月27日変更 平成19年 7月11日登記

447個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 5月31日変更 平成19年 7月11日登記

426個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 6月29日変更 平成19年 7月11日登記

421個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月2日登記

418個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月5日登記

403個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年 9月30日変更 平成19年10月 2日登記

392個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年10月31日変更 平成19年11月 6日登記

382個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年11月30日変更 平成19年12月 4日登記

372個

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

平成19年12月31日変更 平成20年 1月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 4万9700株(1個の新株予約権につき普通株式100株)

ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
会社法人等番号 0106-01-025422

	普通株式 4万9400株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 1月31日変更 平成19年 7月11日登記
	普通株式 4万8100株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 2月28日変更 平成19年 7月11日登記
	普通株式 4万7600株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 3月30日変更 平成19年 7月11日登記
	普通株式 4万6600株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 4月27日変更 平成19年 7月11日登記
	普通株式 4万4700株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 5月31日変更 平成19年 7月11日登記
	普通株式 4万2600株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 6月29日変更 平成19年 7月11日登記
	普通株式 4万2100株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 7月31日変更 平成19年 8月2日登記
	普通株式 4万1800株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 8月31日変更 平成19年 9月2日登記
	普通株式 4万300株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 9月30日変更 平成19年 10月2日登記
	普通株式 3万9200株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 10月31日変更 平成19年 11月10日登記
	普通株式 3万8200株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 11月30日変更 平成19年 12月4日登記
	普通株式 3万7200株 (1個の新株予約権につき普通株式100株) ただし、前号に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成19年 12月31日変更 平成20年 1月9日登記
	各新株予約権の発行価額 無償。

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
 金24万3400円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行は除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} + \text{既発行 新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前株式数} + \text{既発行 新規発行株式数}} \times \text{1株当りの時価}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は発行価額の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 新株予約権者は当社および当社子会社の取締役、監査役または執行役員の地位を保有する場合に限り権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

(1) 会社が新株予約権を消却することができる場合の事由

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたとき、本新株予約権は無償で消却することができる。

②新株予約権者が行使条件(1)の定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権は無償で消却することができる。

(2) 消却により新株予約権者が受ける金銭 無償とする。

(3) その他の消却条件(1)②の場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

(1) 会社が新株予約権を取得することができる場合の事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたとき、本新株予約権は無償で取得することができる。

(2) 取得により新株予約権者が受ける金銭
無償とする。

平成18年 5月 1日変更

平成18年10月20日登記

平成17年 6月28日登記

平成21年7月1日行使期間満了

平成21年7月1日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

973個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 97300株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

391,000円

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成14年6

月27日開催の第29期定時株主総会及び平成16年6月29日開催の第31期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後 調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額 = 行使価額

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合には、行使価額は当該株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成23年1月25日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において当社子会社の取締役または当社もしくは当社子会社の執行役員、従業員もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲その他の行使の条件などについては後記(4)に挙げる新株予約権付与契約の定めによるものとする。

(3) 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。

(4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができる。

平成19年 1月26日発行

平成19年 2月 9日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

1419個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 141900株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普

通株式の株式分割（当社普通株式の無償割り当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨の金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

$$445,200\text{円}$$

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、平成16年6月29日開催の第31期定時株主総会並びに平成18年6月29日開催の第33期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合には、行使価額は当該株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成23年12月9日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時においても当社もしくは当社関係会社の取締役、執行役員、従業員もしくは顧問の地位にあたることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件などについては後記④に掲げる新株予約権付与契約の定めによるものとする。
- ③ 新株予約権の買入れその他の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。</p>	<p>平成19年12月10日発行 平成19年12月12日登記</p>
会社分割	<p>平成19年4月2日東京都江東区有明三丁目1番地25アルゼメディアネット株式会社に分割 平成19年 4月 2日登記</p>	
	<p>平成19年10月1日東京都江東区有明三丁目1番地25アルゼマーケティングジャパン株式会社に分割 平成19年10月 2日登記</p>	
	<p>平成19年10月11日東京都江東区有明三丁目1番地25株式会社ゼンワークスに分割 平成19年10月11日登記</p>	
吸収合併	<p>平成21年6月1日東京都江東区有明三丁目1番地25アルゼマーケティングジャパン株式会社を合併 平成21年 6月 2日登記</p>	
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	
	<p>平成20年 6月27日廃止 平成20年 7月 1日登記</p>	
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社 平成18年 6月30日登記</p>	
	<p>平成20年 6月27日廃止 平成20年 7月 1日登記</p>	
委員会設置会社に関する事項	<p>委員会設置会社 平成20年 6月27日設定 平成20年 7月 1日登記</p>	

東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルA棟
 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 会社法人等番号 0106-01-025422

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月30日登記
登記記録に関する事項	平成10年4月1日東京都港区高輪三丁目22番9号から本店移転 平成10年 4月16日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成21年11月 9日
 東京法務局墨田出張所
 登記官

林 俊 夫



整理番号 ソ582246

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

30/30